

教育予算の拡充等に関する意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、こどもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

小学校の学級編制標準は、令和3年の法改正により、35人へ引き下げられた。また、中学校においては、令和8年の法改正により、令和10年度までに引き下げられることとなっている。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている地方自治体もあるが、地方自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度について平成18年度より国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて以降、地方自治体による差が大きくなっている。国の施策として定数改善に向けた財源保障を行い、こどもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かなこどもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに教育予算の拡充を図ること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日（議決年月日）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て

横浜市会議長名